

みえ旅おもてなしプラットフォーム事業等の収集データを活用した プロモーション業務 仕様書

1 業務の目的

本県が「みえ旅おもてなしプラットフォーム事業等総括分析業務」において明らかにした、「本県に特別な愛着を持ち、価値あるものに適正な対価を支払い、満足度に応じて長期滞在やリピート訪問する上顧客」（以下、ロイヤルカスタマーという。）に対して効果的なプロモーションを行うことで誘客につなげ、さらなるロイヤルカスタマーの増加を図ることを目的に実施する。

2 契約期間

契約日から令和7年3月21日（金）まで

3 業務内容

(1) ペルソナ像に対するプロモーション

・「みえ旅おもてなしプラットフォーム事業等総括分析業務」において明らかにした、消費額等が大きい下表の年代・発地・旅行スタイル別セグメントのデータを基に、提案者が独自に保有するデータの活用や本県の観光資源とのマッチングを考慮のうえ、より解像度の高いペルソナ像（※1）を定義すること。

（※1）ペルソナ像とは、グループではなく、ある仮定された一人の旅行者について、家族構成や居住地、経済状況、趣味、交友関係など詳細なライフスタイルについて具体的に掘り下げたターゲットとすべき旅行者像のこと。

- ・定義したペルソナ像に対して効果的に遡及できるプロモーションを行うこと。なお、手法については、具体的（テレビ、SNS、WEB広告等の媒体名、回数、時期等）に提案すること。
- ・受託者がターゲットを絞ることは可能とするが、少なくとも2エリア以上のセグメントからペルソナ像を定義し、プロモーションを行うこと。ただし、ターゲットを絞る際には、必ずその理由（※2）も併せて提案に含めること。

（※2）ターゲットを絞る際の理由（例）

- ・すべてに浅く広くプロモーションを実施するよりも、ターゲットを絞りプロモーションを実施した方が、多くのロイヤルカスタマーにリーチでき、費用対効果が高い
- ・〇〇エリアのセグメントは、全体に占める人数や消費額が多いため 等

【年代・発地・旅行スタイル別セグメント】

※詳細のデータについてご希望の場合は、三重県観光戦略課までお問い合わせください。

エリア共通のセグメント	
50代の夫婦（発地：愛知県、大阪府、京都府）	
各エリア特有のセグメント	
北勢	30～40代の家族（発地：愛知県、大阪府、岐阜県）
中南勢	40～50代の家族（発地：愛知県、大阪府、京都府）
伊勢志摩	40～50代の家族（発地：愛知県、大阪府、神奈川県） 30代女性を含む夫婦・恋人、家族（発地：愛知県、大阪府、東京都）
伊賀	40代以上の男性（ゴルフ目的の訪問者）（発地：大阪府、奈良県、京都府）
東紀州	40～50代の家族（発地：愛知県、大阪府、和歌山県）

- ・プロモーション手法の提案にあたっては、三重県観光振興基本計画の主目標である観光消費額を目標に設定したうえで、随時、効果検証を行い、効果がみられない場合は手法を変更するなど柔軟に対応すること。

(2) 本県に来訪したロイヤルカスタマーのデータ取得・収集

- ・(1)のプロモーションを通じて実際に本県に来訪したロイヤルカスタマーの情報(※3)を取得・収集すること。
- ・その手法も併せて提案に含めること。ただし、(1)で実施するプロモーション施策のすべてでロイヤルカスタマーの情報を取得・収集する必要はない。
- ・収集した情報は「みえ旅おもてなしプラットフォーム」に蓄積すること。
- ・蓄積に係る作業は委託事業者が行うこととするが、作業にあたっては、本県及び「みえ旅おもてなしプラットフォーム」の保守管理事業者(※4)と協議して進めることとする。ただし、委託事業者は、事前に保守管理事業者に連絡し、蓄積に係る調整を行うこととし、蓄積に係るすべての費用を見積もりに含めること。

(※3) 本県に来訪したロイヤルカスタマーの情報

- ・メールアドレス、年代、性別、居住地 等

(※4) 「みえ旅おもてなしプラットフォーム」保守管理事業者の情報

事業者名：株式会社ウフル

事業者住所：大阪府大阪市北区大深町 1-1 Links 梅田 8階 WeWork 内

連絡先：080-3014-0961 (担当：古本)

(3) ペルソナ像に該当する人や本県に来訪したロイヤルカスタマーに対する情報発信

- ・ペルソナ像に該当する人や本県に来訪したロイヤルカスタマーに対する情報発信(メールマガジン等)を行うこと。
- ・情報発信にあたっては、一律の内容を発信することなく、ペルソナ像に該当する人やロイヤルカスタマーの特性に応じた内容が発信すること。

4 納品物

納入を求める成果物	形式	納入の期日
完了報告書 ※	原則としてA4版・両面印刷 (電子データ・紙 両方)	令和7年 3月21日(金)
その他実施内容の説明に必要と思われる資料	原則としてA4版・両面印刷 (電子データ・紙 両方)	上記、納入の期日に準ずる

※完了報告書には、定義したペルソナ像に対するプロモーションを行った結果、どのセグメントに効果が表れたか等の次年度以降のプロモーション施策に活かせるような成果報告を含むこと。

5 その他

- (1) 事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。
- (5) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

- (6) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに係る関係法令を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- (7) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (8) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 県に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。

(9) 受託者が(8)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(10) 障がい理由とする差別解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障がい理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。